
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和4年第2回 *
*

(令和4年6月2日)

目 次

令和4年6月2日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 3 号	専決処分報告について 「専決第3号 柏原市手数料条例及び柏原市市税条例の一部改正について」	1
報 告 第 4 号	専決処分報告について 「専決第4号 令和3年度柏原市一般会計補正予算（第15号）」	5
報 告 第 5 号	令和3年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について	15
報 告 第 6 号	令和3年度柏原市水道事業会計予算の繰越しについて	18
報 告 第 7 号	令和3年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて	20
議案第27号	財産の取得について	22
議案第28号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	23
議案第29号	柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	24
議案第30号	特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	26
議案第31号	柏原市市税条例等の一部改正について	29
議案第32号	柏原市市税条例の一部改正について	35
議案第33号	柏原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	37
議案第34号	柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部改正について	39

議案第35号	令和4年度柏原市一般会計補正予算（第3号）	41
議案第36号	令和4年度柏原市一般会計補正予算（第4号）	47
議案第37号	令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第1号）	59

報告第3号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第3号 柏原市手数料条例及び柏原市市税条例の一部改正について

専決第3号

柏原市手数料条例及び柏原市市税条例の一部改正について

柏原市手数料条例及び柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 1 1 号

柏原市手数料条例及び柏原市市税条例の一部を改正する条例

(柏原市手数料条例の一部改正)

第 1 条 柏原市手数料条例（昭和 3 2 年柏原市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「固定資産課税台帳記載事項に関する証明書」を「固定資産課税台帳に記載されている事項に関する証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」に改める。

(柏原市市税条例の一部改正)

第 2 条 柏原市市税条例（平成 2 年柏原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 9 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 2 項」に、「同条第 6 0 項」を「同条第 6 2 項」に改め、同条第 1 5 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 7 1 項」に改める。

附則第 2 0 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項」を「附則第 1 5 条第 2 9 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 4 6 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に、「3 分の 1」を「3 分の 2」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に、「3 分の 2」を「3 分の 1」に改め、同条中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 1 0 項の次に次の 1 項を加える。

1 1 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第20条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第22条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第39条中「第15項、第17項、第26項、第33項若しくは第42項」を「第14項、第16項、第25項、第32項、第39項若しくは第44項」に改める。

附則第41条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の柏原市市税条例(次条において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第4号 令和3年度柏原市一般会計補正予算（第15号）

専決第4号

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度柏原市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230,241千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,138,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,654,399	30,888	5,685,287
	1 地方交付税	5,654,399	30,888	5,685,287
15 府支出金		2,016,700	13,700	2,030,400
	2 府補助金	435,243	13,700	448,943
16 財産収入		21,791	△ 12	21,779
	1 財産運用収入	17,746	△ 12	17,734
19 諸収入		1,007,992	185,665	1,193,657
	3 貸付金元利収入	427,394	243	427,637
	5 雑収入	553,901	185,422	739,323
歳入合計		30,908,397	230,241	31,138,638

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,646,976	230,000	3,876,976
	1 総務管理費	2,922,512	230,000	3,152,512
4 衛生費		2,787,398	10	2,787,408
	2 清掃費	1,084,441	10	1,084,451
9 教育費		2,515,535	231	2,515,766
	1 教育総務費	805,911	231	806,142
歳出合計		30,908,397	230,241	31,138,638

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第15号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
10		地方交付税	5,654,399	30,888	5,685,287				
	1	地方交付税	5,654,399	30,888	5,685,287				
		1	地方交付税	5,654,399	30,888	5,685,287			
							1 地方交付税	30,888	特別交付税

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
15		府支出金	2,016,700	13,700	2,030,400				
	2	府補助金	435,243	13,700	448,943				
		1	総務費府補助金	6,500	13,700	20,200			
							1 総務管理費補助金	13,700	振興補助金

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
16		財産収入	21,791	△ 12	21,779				
	1	財産運用収入	17,746	△ 12	17,734				
		2	利子及び配当金	1,542	△ 12	1,530	1	利子及び配当金	△ 12

(款) 19 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,007,992	185,665	1,193,657				
	3	貸付金元利収入	427,394	243	427,637				
		2	奨学金貸付金元金収入	1,912	243	2,155	1	奨学金貸付金元金収入	243

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
5	雑入		553,901	185,422	739,323				
		2	雑入	553,202	185,422	738,624			
			1 雑入				185,422	その他雑入	

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		総務費	3,646,976	230,000	3,876,976		230,000			
	1	総務管理費	2,922,512	230,000	3,152,512		230,000			
		4	財産管理費	1,129,057	230,000	1,359,057		230,000	24 積立金	230,000

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,787,398	10	2,787,408		10			
	2	清掃費	1,084,441	10	1,084,451		10			
		1	清掃総務費	707,278	10	707,288		10	18 負担金、補助及び交付金	10

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
9		教育費	2,515,535	231	2,515,766	231				
	1	教育総務費	805,911	231	806,142	231				
		3 奨学基金費	1,951	231	2,182	その他				
						231		20 貸付金	△ 1,600	1 奨学基金貸付事業
								24 積立金	1,831	奨学金貸付金 △ 1,600
										2 基金
										奨学基金積立金 1,831

報告第5号

令和3年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

令和3年度 柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	負担金	
2 総務費	1 総務管理費	旧柏原西幼稚園除却事業	44,000,000	30,430,000			27,300,000		3,130,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	4,521,000	4,521,000		4,521,000			
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	974,000	974,000		974,000			
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	1,003,491,000	854,780,000		854,780,000			
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	8,016,000	8,016,000		8,016,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム改修業務	579,000	579,000		579,000			
7 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全総合整備事業	40,000,000	35,996,000		13,050,000	20,500,000		2,446,000
		信貴太平寺線整備事業	98,630,000	98,630,000				98,630,000	
		上市法善寺線道路整備事業	5,386,000	5,386,000					5,386,000
		国分寺大橋修繕工事	46,756,000	46,756,000		25,715,000	18,900,000		2,141,000
	4 下水道費	玉手ポンプ場雨水管渠補修工事	20,000,000	20,000,000			15,000,000		5,000,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	負担金	
9 教育費	3 中学校費	国分中学校トイレ洋 式化事業	39,683,000	39,683,000		9,483,000	30,000,000		200,000
	5 社会教育費	府指定史跡清浄泉隣 接家屋事前調査業務	2,360,000	866,000					866,000
合 計			1,314,396,000	1,146,617,000		917,118,000	111,700,000	98,630,000	19,169,000

報告第6号

令和3年度柏原市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、水道事業会計予算の繰越額の
使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

令和3年度 柏原市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫補助金	出資金	企業債	損益勘定留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管整備事業	846,629,000	607,016,036	127,000,000	0	0	0	127,000,000	112,612,964	事業の遅延による
		施設等整備事業	113,200,000	29,815,700	66,000,000	0	0	0	66,000,000	17,384,300	事業の遅延による

報告第7号

令和3年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

令和3年度 柏原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫補助金	出資金	企業債	損益勘定留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場等整備事業	427,531,000	77,217,835	343,000,000	141,872,500	0	183,800,000	17,327,500	7,313,165	事業の遅延による

議案第27号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 財産の内容 プロジェクションマッピング設備一式
- 2 取得の目的 日本遺産事業の一環における旧大阪鉄道亀瀬隧道内の
プロジェクションマッピング設備の設置
- 3 取得の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 4 取得価格 金44,451,000円
- 5 契約の相手方 京都府京都市左京区田中上玄京町47番地
株式会社PixelEngine
代表取締役 三谷 正

議案第 28 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 29 号

柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年柏原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の柏原市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に告示される選挙について適用し、同日前に告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第30号

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「日額報酬」の次に「及び時間額報酬」を加える。

別表の2の表中

「

いじめ問題再調査委員会委員	”	15,000円	”
---------------	---	---------	---

」

を

「

いじめ問題再調査委員会委員	”	15,000円 (著しく困難な業務に従事する 場合その他の特別な業務に 従事する場合にあっては、時 間額9,800円)	”
---------------	---	---	---

」

に、

「

いじめ問題対応委員会委員	”	15,000円	”
--------------	---	---------	---

」

を

「

いじめ問題対応委員会委員	”	15,000円 (著しく困難な業務に従事する 場合その他の特別な業務に 従事する場合にあっては、時	”
--------------	---	--	---

間額 9, 8 0 0 円)

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 1 号

柏原市市税条例等の一部改正について

柏原市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市市税条例等の一部を改正する条例

(柏原市市税条例の一部改正)

第1条 柏原市市税条例（平成2年柏原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第17条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第17条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第22条の3第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第25条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第26条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改

め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第26条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第46条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第51条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第14条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の4第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第49条を削る。

(柏原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 柏原市市税条例の一部を改正する条例(令和3年柏原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第26条の3第1項各号列記以外の部分の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

(柏原市手数料条例の一部改正)

第3条 柏原市手数料条例(昭和32年柏原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「交付」の次に「(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中柏原市市税条例第17条第4項及び第6項、第22条の3第

1 項及び第2項、第25条第1項ただし書及び第2項並びに第51条の改正規定並びに同条例附則第10条第2項、第18条の4第4項並びに第18条の5第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中柏原市市税条例第9条の改正規定並びに第3条、次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例第9条（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の柏原市市税条例（次項において「新条例」という。）第26条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき第26条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の柏原市市税条例（次項において「旧条例」という。）第26条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第26条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税につい

て適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産課税台帳に関する経過措置）

第4条 第3条の規定による改正後の柏原市手数料条例第3条第2号（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 3 2 号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「寄附金」の次に「又は同項第3号に掲げる寄附金（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条の規定により大阪府知事が指定した寄附金であって、市内に事務所又は事業所を有する法人若しくは団体に対して支出したものに限る。）」を加え、「同条第2項」を「法第314条の7第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の柏原市市税条例第22条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に支出する寄附金について適用し、同日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

議案第 33 号

柏原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

柏原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

柏原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年柏原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部を改正する条例

(柏原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 柏原市国民健康保険条例（昭和42年柏原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改める。

(柏原市介護保険条例の一部改正)

第2条 柏原市介護保険条例（平成12年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第2項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第35号

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度柏原市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,860,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,744,310	102,346	4,846,656
	2 国庫補助金	783,811	102,346	886,157
歳入合計		26,758,283	102,346	26,860,629

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		12,045,392	102,346	12,147,738
	2 児童福祉費	4,207,303	102,346	4,309,649
歳出合計		26,758,283	102,346	26,860,629

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
14		国庫支出金	4,744,310	102,346	4,846,656				
	2	国庫補助金	783,811	102,346	886,157				
		2 民生費国庫補助金	159,367	102,346	261,713				
						2 児童福祉費補助金	102,346	子育て世帯生活支援特別給付金給付 事業費補助金（ひとり親世帯分）	42,900
								子育て世帯生活支援特別給付金給付 事業費補助金（ひとり親以外の世帯分）	55,300
								子育て世帯生活支援特別給付金給付 事務費補助金（ひとり親世帯分）	2,306
								子育て世帯生活支援特別給付金給付 事務費補助金（ひとり親以外の世帯分）	1,840

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3		民生費	12,045,392	102,346	12,147,738	102,346					
	2	児童福祉費	4,207,303	102,346	4,309,649	102,346					
		7 子育て世帯生活支援特別給付金事業費	0	102,346	102,346	国庫支出金 102,346					
								10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	88 327 3,731 98,200	2 子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 児童手当システム改修業務委託料 児童扶養手当システム改修業務委託料 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 子育て世帯生活支援	68 20 151 176 1,650 2,081 42,900 55,300

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								特別給付金（ひとり 親以外の世帯分）

議案第36号

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度柏原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,321,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

柏原市長 冨宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,846,656	326,933	5,173,589
	1 国庫負担金	3,939,105	72,933	4,012,038
	2 国庫補助金	886,157	254,000	1,140,157
18 繰入金		619,231	23,467	642,698
	1 基金繰入金	619,231	23,467	642,698
19 諸収入		1,539,224	110,450	1,649,674
	5 雑入	1,139,887	110,450	1,250,337
歳入合計		26,860,629	460,850	27,321,479

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,753,188	2,500	2,755,688
	1 総務管理費	2,024,429	2,500	2,026,929
3 民生費		12,147,738	95,928	12,243,666
	1 社会福祉費	5,836,036	95,928	5,931,964
4 衛生費		2,377,618	81,700	2,459,318
	1 保健衛生費	1,281,503	81,700	1,363,203
6 商工費		182,981	255,422	438,403
	1 商工費	182,981	255,422	438,403
9 教育費		2,610,420	25,300	2,635,720
	2 小学校費	449,006	12,600	461,606
	3 中学校費	563,277	8,100	571,377
	6 保健体育費	118,412	4,600	123,012
歳出合計		26,860,629	460,850	27,321,479

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	4,846,656	326,933	5,173,589			
	1	国庫負担金	3,939,105	72,933	4,012,038			
	2	衛生費国庫負担金	120,484	72,933	193,417	1 保健衛生費負担金	72,933	新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
	2	国庫補助金	886,157	254,000	1,140,157			
	1	総務費国庫補助金	272,111	242,020	514,131	1 総務管理費補助金	242,020	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
	3	衛生費国庫補助金	52,803	1,630	54,433	1 保健衛生費補助金	1,630	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
		5	教育費国庫 補助金	5,027	10,350	15,377				
							1	小学校費補助金	6,300	学校保健特別対策事業費補助金
							2	中学校費補助金	4,050	学校保健特別対策事業費補助金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
18			繰入金	619,231	23,467	642,698				
	1		基金繰入金	619,231	23,467	642,698				
		1	基金繰入金	619,231	23,467	642,698				
							1	繰入金	23,467	財政調整基金繰入金 19,330 ふるさと基金繰入金 4,137

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,539,224	110,450	1,649,674				
	5	雑入	1,139,887	110,450	1,250,337				
		2 雑入	1,138,757	110,450	1,249,207				
						1 雑入	110,450	コミュニティ助成事業助成金	2,500
								その他雑入	107,950

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1	総務費	2,753,188	2,500	2,755,688	2,500				
		総務管理費	2,024,429	2,500	2,026,929	2,500				
		7 自治振興費	54,676	2,500	57,176	その他 2,500				
							18 負担金、補助及び交付金	2,500	1 自治振興事業 コミュニティ助成事業補助金	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	1	民生費	12,147,738	95,928	12,243,666		95,928			
		社会福祉費	5,836,036	95,928	5,931,964		95,928			
		12 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費	0	95,928	95,928		95,928			
							22 償還金、利子及び割引料	95,928	1 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業 令和3年度国庫補助金返還金	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,377,618	81,700	2,459,318	78,700	3,000			
	1	保健衛生費	1,281,503	81,700	1,363,203	78,700	3,000			
		1	保健衛生総務費	654,916	4,137	659,053	その他 4,137		27 繰出金	4,137
	2	予防費	547,443	74,563	622,006	国庫支出金 74,563		11 役務費 12 委託料	1,130 73,433	6 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 手数料 1,130 施設等巡回接種業務 500 委託料 7 新型コロナウイルスワクチン接種事業 個別接種業務委託料 72,933

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
		6	火葬場費	36,142	3,000	39,142		3,000				
								18	負担金、補助及び交付金	3,000	1	火葬場施設管理費 火葬場使用料補助金

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
6			商工費	182,981	255,422	438,403	242,020	13,402				
	1		商工費	182,981	255,422	438,403	242,020	13,402				
		2	商工業振興費	131,592	251,000	382,592	国庫支出金 242,020	8,980				
								12	委託料	251,000	4	地域応援商品券事業 地域応援商品券発送 37,000 等業務委託料 地域応援商品券換金 214,000 等業務委託料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		3	24,127	4,422	28,549		4,422				
		勤労者センター費						14	工事請負費	4,422	1 勤労者センター事業 多目的ホール床改修工事

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
9		教育費	2,610,420	25,300	2,635,720	10,350	14,950				
	2	小学校費	449,006	12,600	461,606	6,300	6,300				
		1	361,266	12,600	373,866	国庫支出金 6,300	6,300				
		学校管理費						18	負担金、補助及び交付金	12,600	5 小学校保健対策事業 学校感染症対策等補助金

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		中学校費	563,277	8,100	571,377	4,050	4,050			
	1	学校管理費	498,259	8,100	506,359	国庫支出金 4,050	4,050	18 負担金、補助及び交付金	8,100	5 中学校保健対策事業 学校感染症対策等補助金

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6		保健体育費	118,412	4,600	123,012		4,600			
	3	体育館費	28,630	4,600	33,230		4,600	14 工事請負費	4,600	2 体育館整備事業 体育館温水機更新工事

議案第37号

令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	651,874千円	0千円	651,874千円
第1項 企 業 債	463,400千円	△ 4,137千円	459,263千円
第3項 補 助 金	0千円	4,137千円	4,137千円

(企業債の補正)

第3条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
医療機器等整備事業	443,400千円	439,263千円

令和4年6月2日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			651,874	0	651,874	
	1 企業債		463,400	△ 4,137	459,263	
		1 企業債	463,400	△ 4,137	459,263	
	3 補助金		0	4,137	4,137	
		1 他会計補助金	0	4,137	4,137	

令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	280
	減価償却費	319,947
	長期前払消費税償却額	21,038
	資本費繰入収益	△ 57,671
	退職給付引当金の増加額	43,173
	長期前受金戻入額	△ 163,166
	受取利息及び受取配当金	△ 1
	支払利息	62,772
	固定資産除却損	20,021
	未収金の減少額	18,109
	未払金の減少額	△ 5,983
	貯蔵品の減少額	1,486
	小計	260,005
	受取利息及び受取配当金	1
	利息の支払額	△ 62,772
	業務活動によるキャッシュ・フロー	197,234
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 275,570
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	235,762
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,808
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	459,263
	建設改良企業債の償還による支出	△ 396,816
	財務活動によるキャッシュ・フロー	62,447
4	資金増加（減少）額	219,873
5	資金期首残高	1,246,776
6	資金期末残高	1,466,649

令和4年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア 土 地		273,757		
イ 建 物	7,679,012			
減価償却累計額	<u>△ 3,595,614</u>	4,083,398		
ウ 車 両	3,197			
減価償却累計額	<u>△ 3,037</u>	160		
エ 器 械 備 品	2,173,786			
減価償却累計額	<u>△ 1,346,666</u>	827,120		
オ リ ー ス 資 産	927			
減価償却累計額	<u>△ 880</u>	47		
有形固定資産合計			5,184,482	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア ソ フ ト ウ ェ ア		<u>2,260</u>		
無形固定資産合計			2,260	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア 長 期 前 払 消 費 税		<u>72,326</u>		
投資その他の資産合計			<u>72,326</u>	
固 定 資 産 合 計				5,259,068
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			1,466,649	
(2) 未 収 金		533,604		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 18,417</u>	515,187	
(3) 貯 蔵 品			<u>8,315</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>1,990,151</u>
資 産 合 計				<u><u>7,249,219</u></u>

負 債 の 部

	千円	千円	千円	千円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>3,131,109</u>			
企 業 債 合 計			3,131,109	
(2) 引 当 金				
ア 退職給付引当金	<u>902,804</u>			
引 当 金 合 計			<u>902,804</u>	
固 定 負 債 合 計				4,033,913
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>460,778</u>			
企 業 債 合 計			460,778	
(2) 引 当 金				
ア 賞与引当金	<u>161,636</u>			
引 当 金 合 計			161,636	
(3) 一 時 借 入 金			200,000	
(4) 未 払 金			528,399	
(5) その他流動負債			<u>16,756</u>	
流 動 負 債 合 計				1,367,569
5 繰 延 収 益				
(1) 繰 延 収 益				
ア 長期前受金			6,583,853	
長期前受金収益化 累 計 額			<u>△ 5,539,670</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>1,044,183</u>
負 債 合 計				<u><u>6,445,665</u></u>

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,207,261
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 他 会 計 負 担 金		119,800		
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,098		
ウ 寄 附 金		<u>6,050</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			131,948	
(2) 利 益 剰 余 金				
ア 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>535,655</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>△ 535,655</u>	
剰 余 金 合 計				<u>△ 403,707</u>
資 本 合 計				<u>803,554</u>
負 債 資 本 合 計				<u><u>7,249,219</u></u>

補 正 予 算 基 礎 資 料

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		463,400	△ 4,137	459,263			
	1 企 業 債	463,400	△ 4,137	459,263			
					企 業 債	△ 4,137	医療機器等整備事業に伴う企業債
3 補 助 金		0	4,137	4,137			
	1 他 会 計 補 助 金	0	4,137	4,137			
					他 会 計 補 助 金	4,137	まちづくり応援寄附金からの繰入